

(新)再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(石油特会)

1,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間(2008年~2012年)における我が国の温室効果ガス6%削減約束の達成のため、及び第一約束期間以降のCO₂削減のためには、再生可能エネルギーの導入を加速することが極めて重要である。

そこで、地域のエネルギー需要を再生可能エネルギーでまかなうなど、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援し、「再生可能エネルギー導入拠点都市」といった地域の先進的な取組を全国に普及させる。

具体的には、再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画として市町村が定め、環境省が一定程度の再生可能エネルギーを供給可能な計画として「再生可能エネルギー高度導入地域」に認定した場合には、当該事業の事業主体となる民間事業者に対し、必要な施設整備費の一部を補助する。

<想定される事業例>

- ・風力、バイオマス等の再生可能エネルギーから発電した電気を供給する事業。
- ・バイオガス、副生水素等を都市ガス等に混合して供給する事業。
- ・再生可能エネルギーでコージェネ、熱供給を行う事業や、廃熱利用を行う事業。
- ・バイオマスから自動車用等の液体燃料を製造し供給する事業。

2. 事業計画

事業期間：17年度~21年度

17年度は数カ所程度、5年間で47カ所(各県に1カ所)

3. 施策の効果

再生可能エネルギー高度導入地域という先進的な取組を全国的に展開することにより、再生可能エネルギーの普及を加速させ、その導入量が増大する。

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

再生可能エネルギー高度導入地域【モデル地域】

都道府県毎に
1地域

市町村

再生可能エネルギーの導入事業を
地球温暖化対策地域推進計画として制定

要件1

計画エリア内の全世帯の消費エネルギーの一定割合の再生可能エネルギーをエリア内で製造

要件2

計画エリア内で消費されるガソリン又は軽油相当量のバイオ燃料(バイオエタノール・バイオディーゼル)を製造・供給

又は

計画に基づく再生可能エネルギー導入事業を実施

事業例

再生可能エネルギー電気供給事業

- ・メガソーラー太陽光発電
- ・風力発電
- ・木質バイオマス等のバイオマス発電
- ・副生水素発電

再生可能エネルギーガス供給事業

- ・バイオガス、副生水素等を都市ガス等に混合して供給する事業

再生可能エネルギーコージェネ・熱利用事業

- ・再生可能エネルギーでコージェネ、熱供給を行う事業や廃熱利用を行う事業

バイオエタノール等バイオ燃料製造事業

- ・バイオマスから自動車用等の液体燃料を製造し供給する事業

補助

環境省

認定